

## 追加説明資料

1. 街路事業3件(評価調書の記載内容の修正) ..... P 1
2. 港湾事業1件(評価調書の記載内容の修正) ..... P 4
3. 公園事業1件(評価調書の記載内容の修正) ..... P 6

# 評価調書の記載内容の修正(1)

## 都市計画道路十三高槻線街路事業

### [修正前]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであり、当該区間を整備することにより、広域的な幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地はない。

#### 6 対応方針(原案)

- ・ 広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪高槻京都線の渋滞緩和などの必要性については変化がない。
  - ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであり、当該区間を整備することにより、広域的な幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地はない。
  - ・ 今後、1期区間は平成25年度末の本線供用後、平成26年度末に完了し、2期区間を集中的に取り組むことにより平成32年度に完了する予定である。
- 以上により、事業を継続する。

### [修正後]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

#### 6 対応方針(原案)

- ・ 広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪高槻京都線の渋滞緩和などの必要性については変化がない。
  - ・ 本事業区間に接続する前後区間は供用済みであり、
- ため、代替案立案の余地はない。
- ・ 今後、1期区間は平成25年度末の本線供用後、平成26年度末に完了し、2期区間を集中的に取り組むことにより平成32年度に完了する予定である。
- 以上により、事業を継続する。

# 評価調書の記載内容の修正(2)

## 都市計画道路池上下宮線街路事業

[修正前]

### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

・本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みであり、当該区間を整備し、国道26号などの主要幹線道路と接続することにより、広域幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地はない。

### 6 対応方針(原案)

・広域的な幹線道路ネットワーク機能の強化及び地域の交通ネットワーク機能の強化を図ることや、陸上自衛隊駐屯地から広域緊急交通路である国道26号と主要地方道大阪和泉泉南線へのアクセス性を向上することにより、防災機能を高めることの必要性については変化がない。

・本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みであり、当該区間を整備し、国道26号などの主要幹線道路と接続することにより、広域幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地は無い。

・事業の遅延要因となっていた地図訂正が完了したことから、平成26年度までに用地買収を終える見込みであり、平成28年度に工事を完了する予定である。  
以上により、事業を継続する。

[修正後]

### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

・本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

### 6 対応方針(原案)

・広域的な幹線道路ネットワーク機能の強化及び地域の交通ネットワーク機能の強化を図ることや、陸上自衛隊駐屯地から広域緊急交通路である国道26号と主要地方道大阪和泉泉南線へのアクセス性を向上することにより、防災機能を高めることの必要性については変化がない。

・本事業区間に接続する主要地方道大阪臨海線までの3.1km区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

・事業の遅延要因となっていた地図訂正が完了したことから、平成26年度までに用地買収を終える見込みであり、平成28年度に工事を完了する予定である。  
以上により、事業を継続する。

# 評価調書の記載内容の修正(3)

## 都市計画道路大阪岸和田南海線(府中工区)街路事業

### [修正前]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

・本事業区間に接続する前後区間は供用済みであり、当該区間を整備することにより、広域的な幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地はない。

#### 6 対応方針(原案)

・広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪和泉南線の狭隘区間における歩行者等の交通安全の確保などの必要性については変化がない。

・本事業区間に接続する前後区間は供用済みであり、当該区間を整備することにより、広域的な幹線道路ネットワークが強化され事業効果が発揮できることから、代替案立案の余地はない。

・民々間の用地境界確定については概ね完了しており、文化財調査に伴う遅延要因も解消されたため、平成26年度中には用地買収を終え、平成28年度中に工事を完了する予定である。

以上により、事業を継続する。

### [修正後]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

・本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

#### 6 対応方針(原案)

・広域的な幹線道路ネットワークの強化、防災機能の強化、現道の主要地方道大阪和泉南線の狭隘区間における歩行者等の交通安全の確保などの必要性については変化がない。

・本事業区間に接続する前後区間は供用済みであるため、代替案立案の余地はない。

・民々間の用地境界確定については概ね完了しており、文化財調査に伴う遅延要因も解消されたため、平成26年度中には用地買収を終え、平成28年度中に工事を完了する予定である。

以上により、事業を継続する。

# 評価調書の記載内容の修正(4)

## 泉州港北港地区港湾整備事業

[修正前]

### 2 事業の必要性等に関する視点

関西国際空港2期事業の展開に伴い、旅客・貨物の増加に対応した海上アクセス基地として、また完全24時間運用の海上国際空港に直結する我が国唯一の港湾として、海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の拠点を整備する本事業は必要である。

~~また、平成24年7月に、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、新関西国際空港株式会社による運営が開始され、平成24年10月発表の中期経営計画において、貨物ハブへの取組として海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の展開が経営戦略として位置付けられている。~~

今後、公共施設等運営権については、他の民間事業者への売却が予定されており、選定された事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。

~~したがって、今後の取り扱い貨物の需要については、上記の事業者の経営判断を見極めて判断していく必要がある、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、事業計画の見直し及び事業再開について検討することとし、その間事業を休止する。~~

[修正後]

### 2 事業の必要性等に関する視点

関西国際空港2期事業の展開に伴い、旅客・貨物の増加に対応した海上アクセス基地として、また完全24時間運用の海上国際空港に直結する我が国唯一の港湾として、海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の拠点を整備する本事業は必要である。

# 評価調書の記載内容の修正(5)

## 泉州港北港地区港湾整備事業

[修正前]

### 3 事業の進捗の見込みの視点

平成24年7月に、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、新関西国際空港株式会社による運営が開始され、平成24年10月発表の中期経営計画において、貨物ハブへの取組として海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の展開が経営戦略として位置付けられている。

今後、公共施設等運営権については、他の民間事業者への売却が予定されており、選定された事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。

よって、今後の事業の進捗の見込については、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討することとし、その間事業を休止する。

### 6 対応方針(原案)

平成24年7月に、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、新関西国際空港株式会社による運営が開始され、平成24年10月発表の中期経営計画において、貨物ハブへの取組として海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の展開が経営戦略として位置付けられている。

今後、公共施設等運営権については、他の民間事業者への売却が予定されており、選定された事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。

よって、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討を行う予定である。

以上のことから、事業を休止する。

[修正後]

### 3 事業の進捗の見込みの視点

平成24年7月に、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合により、新関西国際空港株式会社による運営が開始され、**同社の**中期経営計画において、貨物ハブへの取組として海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の展開が経営戦略として位置付けられている。

今後、公共施設等運営権については、他の民間事業者への売却が予定されており、選定された事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。

よって、今後の事業の進捗の見込については、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討することとし、その間事業を休止する。

### 6 対応方針(原案)

**海空複合一貫輸送(SEA & AIR)の拠点として整備する本事業の必要性については変化がないが、今後、選定予定の公共施設等運営権を持つ民間事業者の経営判断が泉州港の今後の展開を大きく左右する。**

よって、「大阪府都市整備中期計画(案)」の重点化事業に掲げる津波高潮対策事業が概成する平成29年度を目途に、上記の事業者の経営判断等も踏まえ、事業計画の見直し及び事業再開について検討を行う予定である。

以上のことから、事業を休止する。

# 評価調書の記載内容の修正(6)

## 蜻蛉池公園整備事業

### [修正前]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・事業認可区域外の都市計画の見直しに伴い、整備内容を縮小する場合、コスト縮減が見込まれる。
- ・事業認可区域は、平成29年度中に完了する見込みであることや、岸和田市の広域避難地として位置づけられたことから、代替案立案の余地がない。

#### 6 対応方針(原案)

- ・事業認可区域の整備は、予定通り平成29年度に完了する予定である。また、事業認可区域外については、平成23年度末に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、見直していく予定である。
  - ・従来の必要性に加え、岸和田市地域防災計画で「広域避難場所」として指定されたことにより、防災公園としての機能が付加された。
- 以上のことから、事業を継続する。

### [修正後]

#### 4 コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

- ・事業認可区域外の都市計画の見直しに伴い、整備内容を縮小する場合、コスト縮減が見込まれる。
- ・事業認可区域は、平成29年度に完了する見込みであることや、岸和田市の「広域避難場所」として、安全かつ十分な広さを確保できる場所は他にないため、代替案立案の余地がない。

#### 6 対応方針(原案)

- ・事業認可区域の整備は、予定通り平成29年度に完了する予定である。また、事業認可区域外については、平成23年度末に策定した「都市計画公園・緑地(府営公園)見直しの基本方針」に基づき、必要性・代替性・実現性などを総合的に評価した上で、見直していく予定である。
- ・従来の必要性に加え、岸和田市地域防災計画で「広域避難場所」として指定されたことにより、防災公園としての機能が付加された。
- ・事業認可区域は、平成29年度に完了する見込みであることや、岸和田市の「広域避難場所」として、安全かつ十分な広さを確保できる場所は他にないため、代替案立案の余地がない。

以上のことから、事業を継続する。